

# 研究 1 . 葬儀費用について考えよう

長い間伝統的な葬儀が行われてきましたが、それは慣習で絶対そうしなければいけないものではないでしょう。自分らしい葬儀を行ってもいいのではないのでしょうか。

## 1 葬儀について : 人の死について、法律で定められていること

- ( 1 ) 死亡届の提出義務 ( 7 日以内)
- ( 2 ) 死後 2 4 時間以内の火葬禁止
- ( 3 ) 遺体破損や遺骨遺棄の禁止
- ( 4 ) 火葬許可証の提出義務

## 2 葬儀の形式

- ( 1 ) 直葬(火葬式)・・・葬式を行わず、火葬だけで見送る葬儀
- ( 2 ) 家族葬・・・ 家族、親族、ごく親しい友人を加え、少人数で弔う形の葬儀
- ( 3 ) 自由葬・・・ 従来形式にこだわらず故人の遺志や自由な発想で行う葬儀
- ( 4 ) 一般葬・・・ 宗教儀礼を中心とした、一般的な葬儀  
献体・・・医学のために遺体を提供する制度 ( 事前登録、家族の同意が必要 )

### チェック

- ・火葬のみや限られた参列者の葬儀ではお見送りできなかった親戚・知人などとトラブルになることもあります。きちんと趣旨を伝えておきましょう！

## 3 葬儀の流れ

- ( 1 ) 元気なうちに・・・万一に備え預金の引き出しや遺言の確認などしておく。
- ( 2 ) 臨終・・・ 医師から、死亡診断書を受け取る。
- ( 3 ) 家族の話し合い・・・故人の遺志をベースに葬儀 ( 形式、規模、費用 ) について話し合う。
- ( 4 ) 葬儀社と打合せ・・・葬儀形式、規模、費用、日程について遺族側の希望を伝える。見積書は必ず受け取る。  
死亡届、火葬許可申請書の役所への提出を依頼する。
- ( 5 ) 火葬までの流れ・・・納棺 通夜
- ( 6 ) 火葬・・・ 埋葬許可証 ( 火葬場で、火葬許可証に火葬済の印を押したものを ) をもらう。

病院から紹介された葬儀社に搬送を頼み、詳しい説明もないまま葬儀を依頼し、トラブルになるケースもあります。注意しましょう。

#### 4 葬儀関連費用

<b>葬儀そのものの費用</b>	+	<b>実費費用</b>	+	<b>お布施</b>	=	<b>総葬儀費用</b>
------------------	---	-------------	---	------------	---	--------------

( 1 ) 葬儀そのものの費用・・・祭壇、棺、お供え、人件費など

葬儀の種類	参列人数	おおよその予算
直葬（火葬のみ）	1～10人	20～30万円
火葬＋会食	10～30人	35～60万円
家族葬（自宅・斎場）	10～30人	50～120万円
一般葬（斎場）	50～120人	130～170万円

予算にお布施は含まれません

参考書籍：ザ・葬儀のコツ 佐藤信顕 / 著 合同出版

( 2 ) 実費費用・・・葬儀社が手配するものの費用（会館使用料、搬送車両費、飲食代など）

( 3 ) お布施・・・お寺への読経、戒名、お車代など

#### チェック

- ・ 葬儀は、形式、規模（参列者の人数）、場所（安置とお葬式の場所）、内容（お葬式でのこだわり）等によりどのようにも変わるので要望と予算を考えておきます。
- ・ 広告文句の「葬儀一式 円」は葬儀そのものの費用部分だけです。あくまで総葬儀費用で予算を決め、それを動かさないことです。
- ・ 死亡診断書は、役所に提出するためのものと、年金、保険の手続きなどに必要な2種類のものがあります（一通5,000円前後）。
- ・ お布施の全国平均51.4万円（宗旨や戒名のランク、宗教者様のランク等により変わります）

参考サイト：葬儀について：くらべる葬儀

#### 5 葬儀社を探すポイント

自宅の近くの葬儀社は、一般的に急場に対応してくれやすいと考えられます。

また、自分の予算に合う葬儀社であることも重要です。小さな葬儀の場合、こころよく引き受けてくれない場合もあります。

また、低価格の葬儀やわかりやすい定額プランを扱う葬儀社も増えています。

なお、厚木市斎場では、定められた料金で葬儀を行える「市民の葬儀プラン」が用意されています。

基本料金は、白木祭壇 398,000 円、生花祭壇 448,000 円となっています（平成 26 年 3 月までの金額。お布施、マイクロバス代、おもてなし費用等は別料金）。

厚木市斎場 厚木市下古沢 5 4 8      電話 0 4 6 ( 2 8 1 ) 8 5 9 5

市ホームページ「市民の葬儀プランについて」参照

## 6 埋葬の方法

- (1) 墓地に埋葬(樹木葬を含む)
- (2) 納骨堂に納める。
- (3) 散骨(海洋葬)する(遺骨を粉にして自然界にまく、砕骨一体2~3万円)
- (4) メモリアル製品にする(遺骨を手元供養品に加工する、5~100万円)
- (5) 遺骨のまま自宅に保管する。

## 7 お墓の費用

<b>墓石の値段</b> + <b>永代使用料(墓地)</b> + <b>管理費</b> = <b>お墓の費用</b>
---

- (1) 永代使用料・・・墓の土地を末代まで使う権利を得るための費用。永代使用権は所有権ではないので売買できません(地価の2~4倍)
- (2) 管理費・・・霊園の運営にかかる費用、定期的に支払う。

### お墓の全国平均購入額

墓石 109.59 万円

永代使用料 57.51 万円

管理費 6,000 円前後(年間) 参考サイト: 価格・値段・費用: いいお墓

### (3) 多様化するお墓・・・継承者のいないお墓

永代供養墓(合葬墓)・・・寺院や墓地の管理者が永代にわたり供養、管理してくれるお墓

樹木葬墓地・・・墓石を建てずに樹木、花木をシンボルとするお墓

共同墓・・・血縁・地縁を超え、他人同士が自分の意志で同じお墓に入るもの

納骨堂・・・遺骨を霊園や寺院の納骨堂に預かってもらう方法

墓地は賃貸住宅を借りるようなもので、維持費用が掛かります。長期間の管理費滞納、承継者不在などにより使用権が取り消される例も有ります。

時代の変化とともに、葬送の方法や考え方も変わりお墓を持たずに、散骨、メモリアル製品に加工、納骨せずに手元に置いておくなどの、新たな供養のスタイルも広がってきています。多様な選択肢のある今だからこそ、もう一度埋葬方法について考えてみてみてもいいのではないのでしょうか。

## 8 トラブル事例

### (1) 葬儀

ア 夫が亡くなり冠婚葬祭互助会を利用した。月3,000円の100回コースを契約、2年前に満期の手続きをし、その際、葬儀の際は60万円まで費用が出ると説明された。今月夫が亡くなり販社の関連の斎場で葬儀を行った。来月請求書が届くことになっているが、10万円程度追加請求になると電話で言われた。

イ 規模、肩書で選んだ葬儀社「自社斎場あり」「葬祭ディレクター1級」の広告にひかれ、母親の葬儀を依頼した。でも担当者が強引な人で「最後の親孝行だから」と、高いランクのものを勧め、自宅葬希望も結局「我社の斎場で」と押し切られてしまった。式は終わったものの釈然とせず、予算は100万円もオーバーした。

ウ 病院指定業者に依頼したら、父親が亡くなった病院の霊安室で病院指定の葬儀社から名刺を渡され、そのまま依頼した。しかし以前、近所の人が出した葬儀と場所も内容もかわらないのに、80万円も高い請求書を渡されてびっくりした。

エ 病院から紹介された葬儀社と契約した。1年前に転入してきたばかりで、その土地の葬儀の仕方もわからないし、親戚も身近にいないので質素に行いたい旨を葬儀社に話し、50万円のコースを契約した。契約書は交わしていないし、内容の説明も聞いていないが、葬儀のすべてが行われると思った。祭壇や遺影の額縁が立派で驚いていたが、150万円の請求がきた。

オ パック料金の葬儀パンフレットを見せられ口頭で依頼したが、後日、割高な請求書が届いた。無断でドライアイス、献花、雑費等のサービスを付加され、追加請求されている。書面で見積書はもらっていない。

**契約をする前に、見積書を出してもらい納得してから契約しましょう。**

また、見積書に含まれない費用がどの程度あるかなども確認し、予算などを決めておき、見積もり以外の費用がかかるときは、必ず事前に相談するよう葬儀社に伝えるなど、知らない間に高額な請求にならないように注意しましょう！

### (2) お墓

ア 宗旨・宗派不問と書いてある霊園を購入した。数ヶ月後、連絡が有り「うちは 宗だから、それに従ってください。」と言われた。

(宗旨・宗派不問という項目には「以前の宗旨・宗派は問わない/以前も以後も問わない」の二通りある。担当者に確認しておくべき！)

イ 契約の時に「ここは永代供養ですよ？ 」と確認したところ「永代供養です。50年毎の更新になります」と言われた。「50年毎更新とは？、50年以降は？」と聞き直すと、供養してくれるのは50年間で、それ以上は更新料が必要で、契約が納骨してから50年ではなく、購入してから50年間だった。

(永代供養墓や納骨堂を購入する場合、永代供養の年数に関するトラブルが多い、担当者によく話、確認して契約すること！)

ウ お寺が経営する納骨堂を10年ほど前に買ったが、建物が老朽化して建て替えることになり、建て替え費用を支払って契約更新するか、立ち退くかどちらかにしてほしいと通告された。

(納骨堂は20年もすると建て替える必要があり、そのつど費用が必要。一般には使用期限が決められていて、更新料が必要となることが多い。契約前によく確認すること！)

エ 石材は天然のもの、数年で欠陥が出てきてしまうものもある。

また、お墓が傾いたり、墓石にひびがはいたというトラブルも起こる可能性もある。

(良心的な石材店であれば、きちんとした説明と保証についても書面などで約束してくれます。契約の前に、保証やアフターサービスについて石材店に確認すること！)

検索：葬儀：お墓 トラブル事例(多数有り)

## 参考

年々葬儀に関する相談が増えている(全国の消費生活センターにある相談件数:PIO-NET)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
相談件数	545 件	629 件	688 件	700 件

## 9 まとめ

葬儀も、お墓の購入も、全ては契約です。

見積書・契約書をよく読み、不明な点はとことん確認してから契約すること。

特に、葬儀の際は急な不幸で気持ちに余裕がなく、葬儀社から強引な勧誘を受け冷静な判断が出来ないまま、契約してしまうことが多く、後で後悔することになります。

やはり、事前にある程度の情報収集が必要です。